

平成 21 年 5 月 27 日

各 位

東京都新宿区新宿三丁目 1 番 13 号  
キーウェアソリューションズ株式会社  
代表取締役社長 中島 哲二  
(コード番号：3799 東証第二部)  
問い合わせ先 取締役執行役員専務 矢光 重敏  
(電話 03-5369-1118)

## 定款一部変更に関するお知らせ

平成 21 年 5 月 27 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 44 回定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものがあります。

また、自己株式の取得等につき、その内容を明確にするための変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 21 年 6 月 24 日 |
| 定款変更の効力発生日      | 平成 21 年 6 月 24 日 |

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示す)

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)<br/>第 1 条 ( 省 略 )</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p>(発行可能株式総数)<br/>第 6 条 ( 省 略 )</p> <p><u>(株券の発行)</u><br/>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株式に係る株券の不発行)<br/>第 8 条 ( 省 略 )<br/><u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)<br/>第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="text-align: center;">( 省 略 )</p> <p>(単元未満株式の買増請求)<br/>第 10 条 ( 省 略 )</p> | <p style="text-align: center;">(現行のとおり)</p> <p>(商 号)<br/>第 1 条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p>(発行可能株式総数)<br/>第 6 条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p>(単元株式数)<br/>第 7 条 (現行のとおり)<br/>( 削 除 )</p> <p>(単元未満株式についての権利)<br/>第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="text-align: center;">(現行のとおり)</p> <p>(単元未満株式の買増請求)<br/>第 9 条 (現行のとおり)</p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>(株主名簿管理人)<br/>第 <u>11</u> 条 ( 省 略 )</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)<br/>第 <u>12</u> 条 当社の<u>株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取および買増請求の取扱い、その他株式に関する手続きおよび手数料</u>は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(基準日)<br/>第 <u>13</u> 条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集の時期および開催場所)<br/>第 <u>14</u> 条 ( 省 略 )</p> <p style="text-align: center;">)</p> <p>(事業年度)<br/>第 <u>39</u> 条 ( 省 略 )</p> <p>(剰余金の配当決定機関)<br/>第 <u>40</u> 条 当社は、取締役会の決議により、<u>法令の定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。</u></p> <p>2. ( 省 略 )</p> | <p>(株主名簿管理人)<br/>第 <u>10</u> 条 (現行のとおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)<br/>第 <u>11</u> 条 当社の株式に関する手続きは、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">(現行のとおり)</p> <p>(基準日)<br/>第 <u>12</u> 条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載された株主をもって定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p style="text-align: center;">(以下、条項繰上げる)</p> <p>(招集の時期および開催場所)<br/>第 <u>13</u> 条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">)</p> <p>(事業年度)<br/>第 <u>38</u> 条 (現行のとおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)<br/>第 <u>39</u> 条 当社は、<u>剰余金の配当、自己の株式の取得等の会社法第459条第1項各号の事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>2. (現行のとおり)</p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 <u>41</u> 条 当社の剰余金配当の基準日は、毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p> <p>2. (省略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 <u>42</u> 条 (省略)</p> | <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 <u>40</u> 条 当社の剰余金配当の基準日は、毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 <u>41</u> 条 (現行のとおり)</p> |